

会議名	平成27年度第7回港区指定管理者選定委員会
開催日時	平成28年3月28日(月曜日) 午後4時から午後5時30分まで
開催場所	区役所4階庁議室
委員	(出席者) 田中副区長(委員長)、杉本企画経営部長(副委員長)、渡邊総務部長(副委員長)、大澤企画課長、若杉区役所改革担当課長、湯川財政課長、森総務課長、野上契約管財課長
出席所管課長	①②④堀芝地区総合支所管理課長、③⑥高嶋芝浦港南地区総合支所管理課長、⑤横尾保育担当課長、大滝麻布地区総合支所管理課長、⑦茂木高齢者支援課長
事務局	田中指定管理者制度担当係長、黒川指定管理者制度担当
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 指定管理者の公募について ①芝地区いきいきプラザ(三田、神明、虎ノ門) ②神明子ども中高生プラザ ③芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ ④神明保育園 ⑤東麻布保育園 ⑥芝浦アイランドこども園 ⑦虎ノ門高齢者在宅サービスセンター 3 閉会
配付資料	資料1 芝地区いきいきプラザ(三田、神明、虎ノ門) 資料2 神明子ども中高生プラザ 資料3 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ 資料4 神明保育園 資料5 東麻布保育園 資料6 芝浦アイランドこども園 資料7 虎ノ門高齢者在宅サービスセンター 参考資料 港区立保育園等指定管理者候補者 公募比較表 ※資料1～7の内容 資料〇 指定管理者公募要項(案) 資料〇-2 第1次審査・第2次審査採点表(案) 資料〇-3 各施設 指定管理者選考委員会委員名簿(案) 資料〇-4 各施設 指定管理者の指定スケジュール(案) 資料〇-5 各施設 平成26年度指定管理施設検証シート(資料5を除く)
会議の結果及び主要な発言	
堀芝地区総合支所管理課長 渡邊委員 堀課長	議題(1)指定管理者の公募について(①芝地区いきいきプラザ) (所管課長から指定管理者公募要項等の説明) 介護予防総合センターとの関係で、今回応募する事業者に知らせておくべき事項は何かありますか。 本日の資料に記載してあります。内容についても、事業提案をしてもらいます。

渡邊委員	わかりました。
湯川委員	資料1の計画書類で「地域の拠点としての計画性」という項目の中で教えてもらいたい点があります。港区立福祉会館等の在り方検討会報告書、港区立福祉会館等21提言検討会報告書と記載してあります。福祉会館と違って、いきいきプラザとして指定管理者制度を導入していますので、地域包括ケアシステムなど、いろいろなことを提案してもらおうという中で、いまだに過去の報告書を踏まえた提案をもらうというのは、どういった意図で何を求めているのですか。
堀課長	この在り方検討会の報告書は、年数が経ったとしても今後も踏まえるべき一つの重要な提言が含まれていると考えています。その中で基本的な3つの機能、高齢者の生きがいづくり、学びの場、そういったエッセンスがそこに盛り込まれていますので、福祉会館時代からのということではなく、今のいきいきプラザへの提言と捉えて、それは理解していただきたいということから盛り込んでいます。
湯川委員	それを踏まえて、今の時代の地域包括ケアシステム等の様々な仕組みと、どうマッチングさせていくかという提案を求めるとのことですね。
堀課長	はい。
野上委員	採点方法の例の記載で、「提案されていないか評価に値しない」という表現についてです。「非常に劣っている」という表現だと意味が通じるのですが、「評価に値しない」という表現については、どういうケースが評価に値しないのかが分かりにくいのではないのでしょうか。採点が0点だと、提案されていないということになりますので、例えば、「標準より劣る」「特に劣っている」が1という評価になるのではないのでしょうか。あと、一次評価の中で「引継ぎ準備の計画は適切かつ余裕をもった計画となっているか」とありますが、現在の指定管理者が相当優位になるように思いますので、新規で応募する事業者も横一線に評価できる評価項目とするよう工夫したほうが良いのではないのでしょうか。最後に、二次評価の選考基準で、提案内容の実現性という審査項目がありますが、プレゼンテーションで瞬時に経費が高いか安いとかという金額の多寡との整合性や費用対効果を7人の委員の皆さんが選考ができ得るのかという気がします。経費の妥当性はどのように評価するのかを教えてください。
堀課長	最初の質問の採点が0点については、特にこだわるものではありません。表記について調整させていただきたいと思います。二つ目の一次評価の「引継ぎの準備期間」については、確かに現事業者と新事業者の差があっては不公平だと思いますので、評価について工夫したいと思います。三つ目の二次評価の選考基準については、あくまで一次評価の中で見積書を見てくださいるので、それを前提とし、その事業がヒアリングのときに確認して担保できるかどうかにか重きを置きたいと考えていますので、選考基準の書き方については、整理したいと思います。
湯川委員	出された見積書と内容を聞いて、実現が可能かどうかということをしっかりチェックするということですね。
堀課長	そうです。
委員長	この一次評価の0点というのは、今年度選定をした麻布や赤坂地区のいきいきプラザの

	採点表とも同じですか。
堀課長	同じです。前回、麻布、赤坂のいきいきプラザの選定の際は、0という評価基準は設定しなかったのですが、最終的には公募前の本選定委員会で0を入れたほうが良いのではないかとということで盛り込んだという経緯があったと聞いています。何もない場合は評価のしようがないということで、その場合には0という評価をすべきだという議論があったということです。
委員長	通常は、1から5までの5段階評価をするのではないですか。今回の場合では6段階評価になってしまいます。ゼロは評価に値しないということは、何をもって値しないのかということになってしまいますが、それは提案がされていない、記載がないということ想定しているということですね。事務局では、この点、どうですか。
若杉委員	昨年度末に行った選定委員会による公募前審査で、もし提案がない場合、自主事業などの場合には、1点と言えども加点するのはどうかという意見が出され、結果として、0を加えたという経緯はありました。
森委員	自主事業については、募集要項に「自主事業は必須ではありません」と記載しているので、提案してこないこともあり得るという想定の中で、その場合には評価しないということだったかと思います。自主事業の提案がない場合、そこは0評価ということではないでしょうか。
委員長	今の意見を参考に、整理・確認をしておいてください。
堀課長	工夫したいと思います。
委員長	介護予防総合センターについてですが、前回公募の際は、まだ施設がなかったわけですが、今回は施設が開設して1年経ちました。高齢者支援課とも協力して、センターとの連携をどのようにいきいきプラザでやっていくのかということが大事な要素だと思いますが、この公募要項の書きぶりでは伝わらないのではないのでしょうか。介護予防について、介護予防総合センターが担う機能や役割、いきいきプラザの機能や役割、三田、神明、虎ノ門の3館の中での地域の特性などに応じて提案をしてもらえるよう、記載内容を検討してもらえますか。
堀課長	はい、わかりました。
委員長	それから、3館の連携については、どこかに記載していますか。3館一括で公募するのは初めてになると思いますので、指定管理者がどのようにネットワークを組もうとしているのかということについて提案してもらった様式を用意し、それが評価に反映されれば、それでも構わないと思います。
堀課長	3館の連携については、記載している箇所がありますが、もう少し、連携についてどういった提案をするのかという点を記載します。
委員長	それから、先ほど質問のあった福祉会館等の在り方検討会報告書についてですが、この報告書の中身を具体的に記載した方がよいのではないのでしょうか。
堀課長	わかりました。書き足したいと思います。
委員長	それから、それらの報告書と評価がリンクできるようにしておいてください。
堀課長	わかりました。
委員長	選考委員会の委員の選出理由については、介護予防に重心を置いているように見えますが、各委員の専門分野などの記載は、よく確認しておいてください。

堀課長	わかりました。
杉本委員	1点確認です。子どもたちが利用する施設との複合施設という場合の建物全体の維持管理に関する審査項目を、他の複合施設も参考にしながら、今一度、確認しておいてください。
堀課長	わかりました。審査項目について、他の複合施設を参考に工夫したいと思います。
委員長	数年前に施設予約システムが導入されていますが、高齢の方には、職員と一緒にについて入力するなどの扱いになっているのでしょうか。
堀課長	はい、そのように運用しています。
委員長	その点も、どこかに記載できないもののでしょうか。
堀課長	別途、業務基準書の中に、施設の職員のほうで行うという内容を記載しています。
委員長	公募要項の他に業務基準書等を一緒に公表しますか。
堀課長	はい。
委員長	もう1点確認ですが、特定個人情報を取り扱わないということでよいのでしょうか。
堀課長	はい、取り扱いません。
委員長	他になければ、各委員からの指摘内容を踏まえて資料を補強することを条件に、公募手続の開始を承認します。(結論)
堀芝地区総合支所管理課長	(1) 指定管理者の公募について (②神明子ども中高生プラザ) (所管課長から指定管理者公募要項等の説明)
野上委員	審査項目の中で、引継の準備期間については、先ほどのいきいきプラザと一緒にですので、確認しておいていただければと思います。それから、管理運営の基準の関係法令の遵守の法令の名称の中に、平成28年4月から障害者差別禁止法が施行されると思いますが、それは記載する必要はありませんか。
堀課長	記載します。
野上委員	それから、学童クラブに新年度に入退館システムが導入されるのではないかと思います。その管理を指定管理者に委ねるのか、それとも区が直接管理するのか、教えてください。
堀課長	平成28年度のなるべく早い時期に導入する予定です。
野上委員	これから公募となるので、施設の維持管理業務の中に、その記載がないのですが、具体的な仕様が決まっているのであれば、新たな指定管理業務の1つとして記載しておくべきではないでしょうか。
堀委員	はい、わかりました。記載したいと思います。
委員長	遵守すべき指針として「区が定める指針等の一覧」とありますが、これはどこにありますか。
堀課長	ここに資料はありませんが一覧はお配りします。また、ホームページにアクセスしてご覧いただきます。
若杉委員	区が定める指針は44あり、主なものとして、ここに記載のあるアからサを入れているものです。
委員長	その旨、わかりやすく記載しておいてください。
堀課長	はい、わかりました。

委員長	他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、公募手続の開始を承認します。(結論)
高嶋芝浦港南地区管理課長	(1) 指定管理者の公募について (③芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ) (所管課長から指定管理者公募要項等の説明)
森委員	一次評価で、最後に必ず「総合評価」という項目があります。この項目2倍に加点している施設もありますが、施設ごとの違いはどういうものかわかりますか。先ほどのいきいきプラと子ども中高生プラザでは、総合評価を2倍にしていたのですが、この施設では、総合評価としては加点をしない通常の5点満点となっています。
若杉委員	それぞれ採点の項目が施設によって違いますので、おのずと一次審査と二次審査の得点が、2対1となるような形で、配点のバランスをとっていますので、調整として配点も施設で異なるという点があります。
委員長	特段、区としては、その在り方は、調整する必要はないということですか。
若杉委員	今は、それぞれの評価項目の中身を見ながら、どの項目を加点することが妥当かということを見ています。
高嶋管理課長	併せてですが、先ほどの施設でも質問がありましたが、管理運営計画に関する書類の中に「現在の指定管理者との業務引継について」ということで審査項目を設けています。所管としては、結果として同じ事業者が指定管理者となっても、ここはしっかりと記載しているかというところを確認したいと考えていますので、こちらについて、同じ指定管理者となった場合と指定管理者が変更になった場合とで、有利不利になるということは一切ないと考えています。どのように業務引継を行っていくのかという事業者の姿勢をしっかりと見ていくために、審査項目に入れていきます。
委員長	そのようなことであれば、審査項目の名称を変える必要があると思いますが。
高嶋課長	わかりました。調整させていただきます。
委員長	これは事務局からの指示だと思いますが、指定管理者の労働環境確保策の関係については、遵守すべき指針の中に記載しないのですか。
若杉委員	公募要項の職員体制の「人件費の積算に当たって」というところで記載しています。
委員長	それは、最低賃金が千円という点だけの記載ですね。
若杉委員	はい。
委員長	労働環境確保策としては、最低賃金を千円以上にするという以外にも取組があります。応募するに当たって何が必要なのか詳しく記載しておいてください。
若杉委員	わかりやすく修正するよう、事務局で所管課と調整します。
委員長	類似施設の運営実績を採点することについては、各委員で見方が異なりますが、それでよいのでしょうか。
高嶋課長	はい。そのように考えています。事業者の実績の中身によって、かなり評価が違うのではないかということです。委員の皆さんが運営について私どもよりよくご存じだということで、そこは採点したほうがいいのかというご意見がありました。
委員長	事務局で採点するのではなく、各委員の考え方が異なるということでしょうか。
高嶋課長	はい。また、もし各委員から採点してもらおう形としても、選考委員会や事務局で一括して評価したほうがよいという意見が選考委員会に出てくる可能性はあります。

委員長	その場合はどうするのですか。
高嶋課長	その場合は、事務局で採点します。
委員長	区として、あらかじめこの基準で採点するという形にはしないのでしょうか。
高嶋課長	区としては、類似施設の運営実績についてはしっかりと評価していただくということですが、事務局で一定の基準に基づいて一括で評価したほうがよいというような意見が、選考委員会の中で出てくる可能性はあるとは考えています。ただし、私どもとしては、各委員にしっかりと、実績の中身を見て評価をしていただくという方向でお話しさせていただきたいと思います。
委員長	他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、公募手続の開始を承認します。(結論)
	(1) 指定管理者の公募について (④神明保育園 ⑤東麻布保育園 ⑥芝浦アイランドこども園)
堀芝地区総合支所管理課長	(所管課長から指定管理者公募要項等の説明)
高嶋芝浦港南地区管理課長	
横尾保育担当課長	
野上委員	保育士の確保が難しいということで、今回は、10年間の指定期間で、処遇改善などの説明もありましたが、長期的に保育士を確保するために、今回の指定管理者の公募に当たっての具体的な工夫というものは、特段記載していないようです。保育士の処遇を高めるための視点を確認したいのですが。
堀課長	神明保育園に特化して説明します。神明保育園では、この5年間で保育士の確保自体が厳しいという話は聞いておりますけれども、施設が新しい、駅が近いという面で、急に保育士が足りなくなったという現状はありません。 なおかつ、今回、人件費については、ある程度のキャリアアップを含めるということで、何より5年から10年に指定期間が延び、雇用期間が長くなるというのは、安心感になると思います。現状の保育士の勤続期間としては、平均すれば5年、6年ぐらいだと思いますが、その中で10年間は一応雇用は確保されるわけですから、企業としても、そこは一つ大きな改善点だと思います。 また、先ほど申し上げたとおり、施設的にも恵まれている部分もあり、神明保育園については、人材確保という面では、10年という指定期間は優位に働くのではないかと思います。
横尾課長	3園共通では、公募要項に今年度から新たに導入した補助金、処遇改善の人件費についても、しっかりみていきましょうというところで、組み入れたところです。保育士の募集についても、できるだけ早く募集することが獲得につながる面があることから、今回、秋には指定管理者が決まりますので、そこから4月からの運営に向けた十分な時間を確保できると考えています。
委員長	保育園の引継ぎの期間は何か月でしょうか。
堀課長	1月から3月の3か月間です。
委員長	これは運用を決めていましたか。
若杉課長	はい。指定管理者制度運用マニュアルの中で決めています。

委員長	基本として3か月ですか。
堀課長	はい。そうです。
委員長	各公募要項で、業務開始前の大体3カ月を想定しているなどの明示をしておく必要があるのではないのでしょうか。
堀課長	マニュアルにおいては、引継ぎ期間の上限を6か月としているようですが、運用上は3か月と聞いています。
杉本委員	6か月以内という形で整理したと思います。
若杉委員	はい。原則として、6カ月を限度とするという形にしています。
委員長	表にまとめていませんでしたか。
若杉委員	はい。例えば障害保健福祉センターや保育園については、個々の状況に応じたきめ細かな引継ぎが必要という場合には6か月、それ以外の標準的な施設は3か月で、簡易な業務については2か月で、個々の状況に応じて定めるとしています。
委員長	指定管理者制度の運用改善検討でしましたよね。
若杉委員	はい。
委員長	いずれにしても、引継ぎが発生する場合は、区として考える期間を明示しておくべきだと思います。
堀課長	わかりました。記載するようにしたいと思います。
杉本委員	東麻布保育園についてです。ほかの2園では、複合施設でそれぞれの指定管理者が管理・運営している中で、建物全体の維持管理にすき間がないのですが、東麻布保育園だけは、保育園が中心となる施設で、それ以外は区の事業としてスペースを活用している形になっています。この場合、建物全体の維持管理は、この保育園の指定管理者に行ってもらえることになりますか。
横尾課長	はい。
杉本委員	それは、どの範囲をどのように管理してもらうのか、業務基準書等でしっかり記載しているのですか。
横尾課長	はい。所管としても、事前に現在の維持管理方法を確認しています。指定管理者になった場合、保育園の運営だけではなく施設の維持管理もしていただくこととなりますので、そこはしっかり選考委員に採点していただく形にしたいと考えています。
杉本委員	別途、業務委託するということですか。例えば区民協働スペースやメモリアルスペースなどがありますが、こういった部分の維持管理はどうするのですか。
横尾課長	基本的にそれぞれの所管課が行いますが、共有のスペース、廊下などは、今回の指定管理者の設備管理に入れています。
杉本委員	指定管理料ということですか。
横尾課長	はい、共有部分についてはそのように考えています。
杉本委員	他の施設で、エレベーターについては、建物全体でひとつのエレベーターで維持管理を指定管理者に任せるということはありますが、別フロアの共有スペースの維持管理まで業務委託で行うと、指定管理業務の範囲を超えてしまうのではないかと思うので、考え方を整理しておくべきだと思います。責任の所在も不明確になる可能性も考えられます。しかも、保育園に施設の維持管理してもらうことはあまり例がないと思いますので、そういう意味では、業務基準書にしっかりと明記しておく必要があると思います。

横尾課長	わかりました。確認して修正します。
委員長	現在は、こういった形態で運営していますか。
横尾課長	今は保育園の運営の部分だけです。
委員長	共有部分はどこで管理していますか。
横尾課長	建物そのものは麻布地区支所で業務委託しています。
委員長	現在、業務委託で共有部分を管理しているわけですが、指定管理者制度を保育園に導入することになると、共有部分の維持管理方法を確認しておく必要があると思います。設置条例に基づく公の施設と、区の事業として運営をしている施設の複合施設となりますので。
横尾課長	わかりました。
委員長	いずれにしても、業務基準書は明確に記載しておく必要があります。一方で、施設の一体的な管理・運営、効率性、効果性という点も考慮していくべきですので、管理・運営について調べておいてください。
湯川委員	東麻布保育園の一次審査についてですが、別途、業務委託をするという「みなと保育サポート」についても評価をすることになっています。指定管理業務以外の事業を一次選考の評定に入れることがよいのか、考え方を教えてください。仮にそれを採点の対象とすることとした場合に、一方では170名規模の保育園として10数時間の長い時間で保育をする部分を採点し、もう一方で保育サポートについては、20名で短時間の業務となると、配点の割合をどの程度にするのかという点も教えてください。
横尾課長	まず、一つ目の質問については、直近で「しばうら保育園」についても、「あっぴい」を1階に併設しています。その当時の選考委員会では、同じ事業者ということでしっかり採点していただきました。最終的に選定委員会で指定管理者候補者を挙げた経緯があったので、同じような形で整備をさせていただきたいと考えています。
委員長	二つ目の質問の配点の割合については、20人と170人で数字的な規模はだいぶ違うところがありますが、みなと保育サポートを1つの事業として実施していること、保育園と連携していく必要があるということから、所管としてしっかり評価していただきたいと考えていますので、配点についてはそれを踏まえて検討したいと思います。
横尾課長	しばうら保育園のときは、あっぴいの運営について、事前に公募要項に盛り込むことはいかがかということで、業者選定委員会に事前に付議し、公募要項に盛り込むことで議論したはずですが、評価については、指定管理業務と委託事業が混在しないよう除いたと思います。
横尾課長	選考委員会では一緒に採点していただきました。最終的に、選定委員会では委託事業の採点の数字を外して審議していただきました。
委員長	指定管理者を選考するということであれば、指定管理業務に限定して評価せざるを得ないと思います。かつ、同一の施設で、みなと保育サポートという事業を行うことから、利用者の安全性の確保やサービスの一体性を考慮して、指定管理者にその事業も行っていただく予定だということを公募要項に明記しておく必要もあります。ただし、それを審査の対象にするという話ではないと思います。
横尾課長	指定管理者の選考の対象ではないということですね。
委員長	そうです。今の部分は改めて記載内容を整理しておいてください。

横尾課長	わかりました。
委員長	それに関連して、東麻布保育園とみなと保育サポートの保育士さんの兼務は可能と記載していますが、人件費を案分することを想定していると思います。その考え方も整理しておいてください。
横尾課長	わかりました。
委員長	他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、公募手続の開始を承認します。(結論)
茂木高齢者支援課長	(1) 指定管理者の公募について (⑦虎ノ門高齢者在宅サービスセンター)
委員長	(所管課長から指定管理者公募要項等の説明) 第一号通所事業の部分で介護保険法が改正されたと説明がありました。今回、公募する施設は新しい条件で公募ができると思いますが、既存の施設については、協定変更で対応するのですか。
茂木課長	平成27年度中に公募して、平成28年4月から新たに指定期間となりますので、新しい協定書の中で、新しい内容を盛り込んでいます。
委員長	法改正については対応が済んでいるということですね。
茂木課長	はい。
委員長	一次審査の採点表で、今、説明があった重度要介護者についての審査項目がありますが、高齢者在宅サービスセンターにおいても、大きな取組になるのでしょうか。通常、特別養護老人ホームであれば重要だということは理解できますが。
茂木課長	はい、そうです。認知症の方もおられますので、重要だと考えています。
委員長	重度の要介護者は利用しているのですか。
茂木課長	はい。要介護4、5でも、デイサービスに通われているという方もいらっしゃいます。施設によって、利用者の介護度にばらつきがありますが、重度の方の希望があった場合に、どういうケアができるかという点について、所管としては確認をしたいというところ です。
委員長	今現在、虎ノ門在宅サービスセンターでは、重度の方の利用はありますか。
茂木課長	虎ノ門では、現在、重度の方はいらっしゃらないと聞いています。
委員長	今、現実的に全く利用のない部分を評価するということですが、できれば、実態に即した評価をしたほうが良いのではないかと思います。認知症の方はいらっしゃいますか。
茂木課長	はい。認知症の方はいらっしゃいます。
委員長	その場合、評価としては、認知症の方の対応に重点をおくとか、そもそもの高齢者在宅サービスセンターを重度の方が利用するということが、本来の施設の目的に沿っているかということもありますので、実態に即してもう一度、評価項目についてはよく検討してください。その結果、やはり重度の方の対応も評価する必要があるということであれば、それはそれで構いません。
茂木課長	はい。
湯川委員	選考委員の構成ですが、今回の施設は単独公募となります。通常、外部委員3名、内部委員2名であると思いますが、それぞれで委員が1名多いのは、理由があるのですか。
茂木課長	今回、平成28年4月から介護保険法改正によって新しい総合事業も実施されますが、

	<p>法改正後の初めての公募となります。そのため、広くご意見をいただきたいこと、そして、この施設は、虎ノ門いきいきプラザと複合施設であるということ、また、平成27年度に単独で公募した台場高齢者在宅サービスセンターについては、同じ選考委員の方に選考していただいたことから、より広くご意見をいただきたいということで設定させていただきました。</p>
湯川委員	わかりました。
野上委員	<p>公募要項の職員体制の記載で、現行と同等の看護師の配置で、加配置を可としますと記載しています。可に応じて看護師を配置すれば、職員人件費が増すわけですから、指定管理料に影響します。それから、一次審査では資金計画や受託経費の見積書の妥当性を評価しています。そうすると、加配置を可とすることに応じる事業者と応じない事業者とで、受託事業費の見え方が変わります。そこは、どのように評価するのですか。</p>
茂木課長	<p>採点表の中で、利用者に対するケアというところで、まず一つ、看護師の配置のところについては評価していただきたいと考えています。あわせて、その結果、資金・収支計画書についてもご評価をいただくことにしています。</p>
野上委員	<p>もう一つは、管理運営体制で職員体制も評価することになっていて10点満点としています。そうすると、職員体制として加配置する事業者と、加配置をしない事業者では、職員体制の評価は割れるのではないかと思います。平等な条件、基準で採点される分には構わないと思いますが、平等性が担保されるのかどうかという点から見ると、加配置を可とするという表現は、もう少し工夫して記載したほうが良いと思います。</p>
茂木課長	<p>事業者によって加配置の人員は変わってくると思います。確かに可とするという表現は曖昧な表現だと思います。</p>
委員長	<p>現行のサービス水準を維持するということではないのですか。</p>
茂木課長	<p>はい、そうです。分かりやすい表現に修正します。</p>
委員長	<p>他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、公募手続の開始を承認します。(結論)</p>
	<p>以上で平成27年度第7回港区指定管理者選定委員会を終了します。</p>